

行政機関等の保有する個人情報の保護
に関する法制の充実強化について
- 電子政府の個人情報保護 -

平成 13 年 10 月 26 日

行政機関等個人情報保護法制研究会

目 次

行政機関法制	3
第1章 総論	
1 法目的	3
2 定義	3
第2章 個人情報の取扱い	
1 適正な取扱い	6
(1) 利用目的の明確化と利用目的による取扱いの制限	
(2) 本人から直接、書面等により個人情報を取得する際の利用目的の明示	
(3) 受領者に対する措置要求	
(4) 安全確保	
(5) 正確性確保	
2 個人情報ファイル簿等の作成及び公表等	10
(1) 個人情報ファイルの保有等に関する総務大臣に対する事前通知	
(2) 個人情報ファイル簿等の作成及び公表	
第3章 開示、訂正等及び利用停止等	
1 開示、訂正等及び利用停止等の内容	13
(1) 開示の請求	
(2) 開示の基準等	
(3) 部分開示の規定その他必要な規定の整備	
(4) 訂正等の請求	
(5) 利用停止等の請求	
2 開示、訂正等及び利用停止等の手続等	19
(1) 請求の手続	
(2) 開示の決定等の期限及びその特例	
(3) 事案の移送	
(4) 第三者からの意見聴取の仕組み	
(5) 開示の方法	
(6) 訂正等の決定の提供先への通知	
(7) 関係法令との調整	
(8) 手数料	

第4章 その他	
1 苦情処理及び事後救済	24
(1) 苦情処理	
(2) 事後救済	
2 雑則	25
(1) 総務大臣による資料・説明の要求及び意見の陳述	
(2) 地方公共団体の施策	
(3) 独立行政法人及び特殊法人の講ずる措置	
(4) その他	
独立行政法人等法制	28
1 法目的、定義等	28
2 適正な取扱い	30
3 個人情報ファイル簿等の作成及び公表等	30
4 開示、訂正等及び利用停止等	31
5 苦情処理及び事後救済	32
6 雑則	32
資料	35

行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について

我が国における高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が増大している状況の下で、その有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護するため、政府は「個人情報の保護に関する法律案」（以下「基本法制」という。）を平成13年3月27日に国会に提出した。同法制は、個人情報の適正な取扱いに関する基本原則、国・地方公共団体の責務、総合的な基本方針の策定等の個人情報保護全般にかかわる基本法的な部分と、民間部門における個人情報取扱事業者に対する規律に係る部分とから構成されている。

国の行政機関が保有する個人情報については、既に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（昭和63年法律第95号。以下「現行の行政機関法」という。）が制定され、運用されているところである。基本法制第11条第1項及び第2項並びに附則第7条では、国の行政機関並びに独立行政法人及び特殊法人について、公的部門にふさわしい個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、政府に対し、同法制の公布後1年を目途として法制上の措置その他必要な措置を講ずべきことを規定している。

総務省は、公的部門の新たな個人情報保護法制を、基本法制の施行に遅れることなく、円滑に施行することができるよう、基本法制が国会に提出されると直ちに準備作業に着手し、国の行政機関のほか、独立行政法人及び特殊法人の保有する個人情報の保護の充実強化方策について調査研究を行うため、平成13年4月6日の総務大臣決裁により、総務大臣政務官主宰の「行政機関等個人情報保護法制研究会」（座長：茂串 俊 元内閣法制局長官。以下「研究会」という。）を開催することとした。

研究会は、平成13年4月18日の初会合以来、半年余りの短期間ではあったが、11回開催し、その間、行政機関等に対する実態調査や有識者等からの意見聴取を行うとともに、「中間整理」を公表し、広く国民一般の意見を募集しつつ、検討を重ね、ここに本報告書を取りまとめるに至った。

研究会での検討に当たっては、基本法制における基本原則の趣旨を公的部門にふさわしいように具体化するとともに、個人情報取扱事業者の義務等について規定した同法制第5章との整合性を確保するという視点に加えて、行政機関等が保有する情報の公開性

を拡大し、行政手続の透明性を一層向上させる等の視点も重視した。特に、「情報公開法制の確立に関する意見」（平成8年12月16日行政改革委員会）は、個人情報の本人開示の課題について、基本的に個人情報の保護に関する制度の中で解決すべき問題であるとした上で、関係省庁に対し、専門的観点からの検討を進め、その解決を図るべき旨求めている。これらの点を踏まえて、開示請求制度の対象情報、開示の基準等については、できる限り範囲を広げるべく検討を行った。

本報告書は、現行の行政機関法を全面的に見直すとともに、独立行政法人、特殊法人及び認可法人のうち、政府の一部を構成すると見られる法人に関する法制（以下「独立行政法人等法制」という。）を確立することを求めている。

そのうち、行政機関に関する法制（以下「行政機関法制」という。）については、対象機関に内閣に置かれる機関や会計検査院を加えること、開示請求制度等の対象情報に、電子計算機処理された個人情報のみならず、それ以外の行政文書に記録されている個人情報を含めること、開示請求制度に加え、新たに訂正等及び利用停止等に関する請求制度を設け、本人の関与の途を拡大・強化すること、開示、訂正等及び利用停止等の決定についての不服申立てに関する諮問機関として「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）と同様に、第三者的な不服審査会を整備すること等を求めている。

一方、独立行政法人等法制については、政府の一部を構成すると見られる法人を対象とすることから、基本的には行政機関法制と同様の制度とするが、独立行政法人等法制の対象法人は、政府とは別の法人格を有し、業務の運営面等での自律性が配慮されたものであることに留意すべきことも求めている。

本報告書は、行政機関法制及び独立行政法人等法制に盛り込まれるべき内容の骨子及びその趣旨をまとめたものである。政府における具体的な法案の立案に当たっては、本報告書の趣旨等に沿って更に法制技術的な検討を行う必要がある。また、基本法制が、国会において本年6月及び8月に継続審査とされ、今後審議が行われることとなるが、同法制に関する国会における論議等も踏まえて、行政機関法制及び独立行政法人等法制の立案を進めるべきである。

行政機関法制

第1章 総論

1 法目的

この法律は、行政部門における情報化の進展の状況下で、行政機関の保有する個人情報取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

現行の行政機関法の見直しは、基本法制の下、同法制第11条第1項に規定する法制上の措置として行うものである。その見直しは、同法制第5章の個人情報取扱事業者に対する規律との必要な整合性の確保に留意しつつ、同法制第1章から第4章までの法目的、基本原則、国等の責務等に即して行う必要がある。

基本法制は、その法目的に明記されているとおり、高度情報通信社会の進展を背景に立案されている。行政部門においても、既に職員ごとにパソコンが配備され、それらを結ぶ省庁内LAN、省庁間を結ぶ霞が関WANが整備されるとともに、1万件にのぼる申請、届出等の手続のオンライン化や、行政事務のペーパーレス化等の情報通信技術（以下「IT」という。）の活用が急速に進められている。行政機関法制も、このような行政機関におけるITの活用の進展を背景とするものであることは基本法制と同様である。

基本法制の法目的においては、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するものであることを規定しており、現行の行政機関法の法目的においては、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを規定しているが、双方の法目的は同様の趣旨と考える。ただし、現行の行政機関法は、電子計算機処理されている個人情報の取扱いについての基本的事項を定めているが、今回、電子計算機処理されていない個人情報についても対象とすることから（2の（3）の説明部分参照）、同法の法目的について所要の見直しを行う必要がある。

2 定義

（1）「行政機関」とは、情報公開法第2条第1項と同様に、国の行政機関を網羅することとし、次のものをいう。

ア 内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関

（内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、特殊法人等改革推進本部、内閣府及び人事院）

イ 宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項

に規定する機関

(宮内庁、国家公安委員会、防衛庁、防衛施設庁及び金融庁)

ウ 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関
(省、委員会及び庁)

エ 会計検査院

(2) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものを含む。)をいう。

(3) 「保有個人情報」とは、情報公開法第2条第2項に規定する「行政文書」に記録されている個人情報をいう。

(4) 「個人情報ファイル」とは、一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報を含む情報の集合体であつて、電磁的な媒体に記録されているもののみならず、紙等の媒体に記録されているものも含む。

(1) 「行政機関」について

行政部門におけるIT活用の進展状況を踏まえ、対象機関は、国の行政機関を網羅する必要がある。

会計検査院についても、同様の観点から対象機関とすることが適当である。

また、イ及びウに置かれる施設等機関及び特別の機関のうち、当該機関の独立性や組織の実態に即し、府、省、委員会及び庁と同等に扱うことが適当なものについては、政令により「行政機関」に位置付けることができることとする(例：警察庁、検察庁、国立大学等)。

なお、会計検査院については、憲法上独立の機関であるという同院の性格に照らした仕組みとする(第2章の2の(1)、第3章の1の(2)の説明部分、第4章の1の(2)のイ及び同章の2の(1)のイ参照)。

(2) 「個人情報」について

行政機関法制においても、現行の行政機関法及び基本法制と同様に、生存する個人に関する情報を個人情報とする(死者に関する情報の取扱いについては、第3章の1の説明部分(1)のイ参照)。また、現行の行政機関法では、識別容易性を要件としているが、行政機関が保有する個人情報については、情報公開法と同様に、その識別性の判断に特段の容易性を求めないこととする。

(3) 「保有個人情報」について

国の行政機関においては、事務処理へのITの急速な活用が図られている一方、現実には、過去に作成、取得された文書をはじめ相当数の個人情報が紙等の媒体で保存、管理、利用されている。このような紙等の媒体に記録されている個人情報も、ITを広く用いている行政機関により取り扱われている個人情報であり、その状況にふさわしい適切な保護が図られる必要があるとともに、これらの個人情報にまで対象範囲を拡大することは、政府が保有する情報の公開性の拡大、行政手続の透明性の一層の向上等の趣旨にかなうものでもある。したがって、行政機関法制の対象情報については、紙等の媒体に記録されている個人情報を含め、基本的には情報公開法上の「行政文書」に記録されている個人情報まで対象情報の範囲を拡大する。しかし、ファイル化されないで行政文書に散在的に記録されている個人情報については、その検索の困難性、本人に関する情報とそれ以外の情報との境界の不明確性等の問題があり、制度化に当たっては、実態に即した仕組みとする必要がある。

(4) 「個人情報ファイル」について

個人情報は、それが体系的に構成されている場合、その有用性が高まるとともに、反面、個人の権利利益を損なうおそれも増大する。このため、現行の行政機関法では、電子計算機処理に係る個人情報が体系的に構成されたものを「個人情報ファイル」として、個人情報ファイル簿を作成させる等により厳格な管理を行うこととしている。現行の行政機関法では、個人情報ファイルは電子計算機処理に係る個人情報に限定しているが、行政機関法制においては、電子計算機を用いない手作業による処理（マニュアル処理）に係る個人情報であって、紙等の媒体に記録されているものも含め「個人情報ファイル」とする。

第2章 個人情報の取扱い

1 適正な取扱い

(1) 利用目的の明確化と利用目的による取扱いの制限

ア 行政機関における個人情報の保有は、法律の定める所掌事務を遂行するために必要な範囲で、できる限りその利用目的を特定した上でしなければならないとともに、個人情報の取得、利用、提供その他の個人情報の取扱いは、当該利用目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

イ 行政機関の長は、法律の規定に基づき利用・提供しなければならない場合、又は個人の権利利益を不当に侵害するおそれのない場合であって次の からまでのいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報をその利用目的以外の目的のために利用・提供してはならない。

本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

行政機関がその所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用する場合であって、かつ、利用することについて相当な理由のあるとき。

他の行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等法制の対象法人に保有個人情報を提供する場合であって、これらが、法律の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当な理由のあるとき。

専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

ウ 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(2) 本人から直接、書面等により個人情報を取得する際の利用目的の明示

行政機関は、本人から直接、書面等に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要があるときその他一定の事由があるときを除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(3) 受領者に対する措置要求

行政機関の長は、保有個人情報を第三者に提供する場合において、必要があると認めるときは、受領者に対し、提供する保有個人情報について、その利用目

的、利用方法等に関する制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求める。

(4) 安全確保

ア 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

イ 行政機関から個人情報の取扱いについての委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

ウ 保有個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た保有個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(5) 正確性確保

行政機関の長は、保有個人情報が、その利用目的に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(1) 利用目的の明確化と利用目的による取扱いの制限について

現行の行政機関法第4条は、個人情報ファイルの保有目的の特定と当該個人情報ファイルに記録されている処理情報の保有目的による制限を規定している。今回、行政機関法制の対象情報を行政文書に記録されている個人情報（「保有個人情報」）にまで拡大することとし、所要の見直しを行う必要がある。

個人情報の利用目的の特定は、個人情報ファイルに記録されている保有個人情報（従来の処理情報及びマニュアル処理に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報）については、個人情報ファイルごとに個別的・具体的になされ、個人情報ファイル簿等に記載される。

個人情報ファイルに記録されていない保有個人情報（以下「散在情報」という。）の利用目的は、当該散在情報が記録されている行政文書の利用目的に包含されることから、改めて利用目的を特定する必要はないが、原則として、その行政文書の利用目的の範囲内で利用・提供等が行われる必要がある。

現行の行政機関法では、利用目的が変更可能な範囲は明確でなかったが、行政機関法制では、所掌事務の範囲内であることは当然として、基本法制第20条第2項の趣旨と同様に、当初の利用目的と相当な関連性を有すると合理的に認められる範囲内とすることを明記することとする。

(2) 本人から直接、書面等により個人情報を取得する際の利用目的の明示について

本人から直接、書面等により個人情報を取得する場合は、基本法制第23条第2項の趣旨と同様に、原則として、あらかじめ、本人に利用目的を明示することとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要があるときにまで、あらかじめその利用目的を本人に対して明示しなければならないとすることは合理性に欠ける。また、本人に利用目的を明示することにより行政機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、明示することが適正を欠くこととなる。取得の状況からみて利用目的が本人にとって明らかなきときは、明示する必要がない。

(3) 受領者に対する措置要求について

現行の行政機関法第10条では、個人情報ファイルを保有する行政機関以外の第三者に提供される処理情報（個人情報ファイルに記録されている個人情報）について、提供目的以外の利用や漏えい、滅失、き損等を防止するため、当該行政機関の長は、必要があると認めるときは、受領者に対して必要な措置を講ずることを求めることとしているが、対象情報を保有個人情報にまで拡大するとともに、所要の見直しを行う必要がある。

提供を行った行政機関の長は、必要に応じ、措置要求を行った事項の遵守状況を把握し、その結果、遵守されていない状況が認められた場合、その後の保有個人情報の提供の停止を行ったり、提供した保有個人情報の返還を求める等厳格な運用を図る必要がある。

(4) 安全確保について

行政機関法制では、対象となる個人情報を個人情報データベース等を構成する個人情報（「個人データ」）に限定している基本法制より広く、散在情報まで含め保有個人情報全般を対象とするが、安全確保のために必要な具体的措置は、当該保有個人情報がどのような性質のものであるか、体系的に構成されているか又は行政文書中に散在的に存在するか等により異なることとなる。

行政機関の長が講じなければならない安全確保措置には、行政機関の職員のみならず受託者に対する監督も含まれる。行政機関の職員、受託者及び受託業務従事者の義務は、行政機関の職員については国家公務員法（昭和22年法律第120号）等により、受託者及び受託業務従事者については行政機関と受託者との契約により、それぞれ担保される。なお、受託者が、基本法制に定める個人情報取扱事業者に該当する場合は、同法制による規律も適用されることとなる。

ITによる個人情報の処理に関しては、アクセス制限等を含む適切なセキュリティシステム等の整備が不可欠であるが、政府において、近年の技術の進展を踏まえた対応を図る必要がある。

(5) 正確性確保について

個人情報の内容の正確性に関する規定は、個人情報が不正確なまま利用目的の達成のために用いられることによる個人の権利利益の侵害を防止しようとするものである。

現行の行政機関法第5条第2項においても、基本法制第24条においても、同趣旨の内容が規定されている。基本法制においては、対象となる個人情報を個人データに限定しているのに対し、行政機関法制では、個人の権利利益の侵害をより広範囲に予防する観点から、保有個人情報全般を対象とする。

(6) 関連する論点

ア 適法かつ適正な方法による取得について

基本法制第5条では、個人情報は、適法かつ適正な方法で取得されなければならないこととされており、同法制第22条では、個人情報取扱事業者は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならないこととされている。

一方、行政機関法制では、個人情報の適法かつ適正な取得に関する規定を置くこととしていないが、行政機関における個人情報の取得が、適法かつ適正な手続によらなければならないのは、日本国憲法の下では特別の法律を待たずとも当然要請されるところである。また、行政機関の職員については、国家公務員法（法令遵守義務（第98条））等他の法規により規律されている。

基本法制第22条は、行政機関に関しては既に存在しているこのような行為規範の趣旨が、いわば民間の個人情報取扱事業者に対する具体的な行為規範として規定されたものとみることができるのであって、行政機関法制において、改めて規定する必要はない。

なお、適法でない方法により取得された個人情報については、本人は利用停止等を求めることができる（第3章の1の（5）の説明部分参照）。

イ いわゆる「センシティブ情報」について

センシティブ情報については、OECDの専門家会合でも議論され、何らかのセンシティブ情報というものが存在し、それらについては収集を制限又は禁止すべきとの考え方と、本質的にセンシティブ情報というものはなく、利用又は処理形態によりセンシティブとなるとの考え方が対立し、その結果、OECD理事会勧告（「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」（1980年））第7において、単に個人情報の収集には制限を設けるべきであるとの一般的表現に留められている。

基本法制においては、センシティブ情報に関する規定はないが、第11条第3項において、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保

護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のために格別の措置が講じられるよう、政府に法制上の措置その他の必要な措置を講ずべきことを規定している。行政機関法制も基本法制と同様に一般法として広範な領域を規律することから、特定分野における特定の取扱いがされる一定の個人情報について規律することは困難である。したがって、この問題については、政府において、必要があれば、国民等の意見及び要望を踏まえつつ、個別分野ごとの専門的な検討を行うことを期待する。なお、行政機関法制においても、個人情報の性質及び利用方法に応じた適切な保護が図られるよう、個人情報の取扱いについて厳格な運用がなされる必要がある。

2 個人情報ファイル簿等の作成及び公表等

(1) 個人情報ファイルの保有等に関する総務大臣に対する事前通知

総務大臣が個人情報ファイルの保有等に関し事前に通知を受ける事前通知制度（現行の行政機関法第6条）は、電子計算機処理に係る個人情報ファイル（以下「電算処理ファイル」という。）については、現行制度の範囲で維持する。ただし、会計検査院の保有する個人情報ファイルは、総務大臣に対する事前通知の対象としない。

マニュアル処理に係る個人情報ファイル（以下「マニュアル処理ファイル」という。）については、各行政機関の長の責任において法適合性を判断することとし、この制度の対象には含めない。

(2) 個人情報ファイル簿等の作成及び公表

ア 個人情報ファイル簿等の作成等

電算処理ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、一般の閲覧に供する制度（現行の行政機関法第7条）は、現行どおり維持する。

マニュアル処理ファイルについては、件名、利用目的、記録されている者の範囲、所在場所等その概要を記載した帳簿を作成し、公表する。

当該帳簿に掲載するマニュアル処理ファイルの範囲については、個人情報ファイル簿に準ずるものとする。ただし、許認可等の申請、届出等に関連するもの、電算処理ファイルに付随して保有されているもの等利用目的等が明らかなものの取扱いについては、実態に即して、政府において検討する。

イ インターネットによる公表等

行政機関の長は、個人情報ファイル簿及びマニュアル処理ファイルの帳簿を閲覧に供するとともに、インターネットを活用して公表する。

また、その内容に変更があった場合は、変更内容について、速やかに閲覧に供するとともに、公表を行う。

(1) 個人情報ファイルの保有等に関する総務大臣に対する事前通知について

基本法制においては、個人情報取扱事業者における個人データの取扱いに係る法適合性の判断は、第一次的には、当該個人情報取扱事業者が自ら行うことが前提とされている。これに対し、現行の行政機関法においては、その主務大臣である総務大臣に対し、各行政機関が保有しようとする電算処理ファイルについて、法運用の統一性及び法適合性を確保する観点から、事前に通知する制度が設けられている。この制度は、基本的に維持するが、行政機関法制における事前通知の適用除外事項（現行の行政機関法第6条第2項）については、この制度の趣旨が損なわれないよう留意しつつ、開示請求の対象情報、不開示情報、関係法令との調整等との関係を踏まえて精査することが必要である。

マニュアル処理ファイルについては、電子計算機処理に見られるような大量・高速処理、結合、検索等の容易性や記録内容、処理過程が見えにくいという特性を有しておらず、したがって、個人の権利利益侵害のおそれも電算処理ファイルに比して少ないことから、法適合性等について総務大臣が事前にチェックする必要性は乏しく、各行政機関の長の判断にゆだねることが適当である。

(2) 個人情報ファイル簿等の作成及び公表について

基本法制においては、個人情報取扱事業者の負担を考慮して、個人データを利用目的ごとの個人情報データベース等に区分して保有することまで求めていないことから、第29条第1項に基づき公表等が行われるのは、保有個人データの全体としての利用目的等にとどまっている。これに対し、現行の行政機関法は、個人情報ファイルごとに個人情報ファイルの名称、保有目的、記録項目、記録されている者の範囲、経常的提供先等の事項を詳細に記載した個人情報ファイル簿を作成し、一般の閲覧に供することとされている。

個人情報を目的別の個人情報ファイルごとに管理し、公表する仕組みは、保有者にとって負担が大きいものの、利用目的による制限をより徹底するためには有効であり、また、個人情報ファイル単位で公表することにより、本人が自己に関する情報の利用の実態をよりの確に認識することが可能となる。したがって、個人情報ファイルごとにその概要を公表する現行の仕組みは維持する必要がある。

今回新たに対象となるマニュアル処理ファイルについても、利用の実態を明らかにするため、帳簿を作成し、一定の事項を公表することとする。その公表事項については、電算処理ファイルとの性質の相違を踏まえ、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録されている者の範囲、所在場所等に限る等簡素化することが適当である。

当該帳簿に掲載するマニュアル処理ファイルの範囲については、個人情報ファイル簿に準ずるものとする。ただし、マニュアル処理ファイルを構成するものであっても、申請、届出関係のものについては、その利用目的等は既に本人に明らかであることから、改めて公表する必要性は少ない。また、電算処理ファイルに付随して保有されている入出力票、付属文書等については、その利用の実態を踏まえれば、電算処理ファイルと一体のものとして取り扱うことが適当である。マニュアル処理ファイルの具体的な公表の方策については、以上の点を踏まえ、政府において、実態に即して検討する必要がある。

散在情報については、当該散在情報が記録されている行政文書と通常一体的に利用されており、他方、行政機関における行政文書の保有の状況については、別途、情報公開法により整備されている行政文書ファイル管理簿により明らかであることから、行政機関法制において公表制度の対象とするには及ばない。

なお、個人情報ファイル簿への一部不掲載の規定（現行の行政機関法第7条第2項）及び個人情報ファイル簿への掲載の適用除外の規定（同条第3項）については、政府において、別途、関係法令との間の調整により適用除外とされるものとの整理を行うとともに、個人情報ファイルが存在することを明らかにすることによって、行政機関の業務運営に支障を及ぼすおそれのあるものがあるかどうかについて、実態に即して精査する必要がある。

（3）インターネットによる公表等について

個人情報ファイル簿等の閲覧及び公表に当たっては、利用者である国民の利便を図る観点から、できるだけアクセスを容易にすることが重要である。このような観点から、個人情報ファイル簿等を行政機関の主たる事務所に備え置くだけでなく、インターネットの活用により、個人情報ファイル簿等を閲覧に供する必要がある。

既に情報公開法における行政文書ファイル管理簿は、インターネット上の「電子政府の総合窓口（e-Gov）」を通じ一元的に公表されており、また総務省の本省及び全国50箇所の地方支分部局に置かれている情報公開総合案内所でも、全行政機関の行政文書ファイル管理簿が閲覧可能となっている。個人情報ファイル簿等についても情報公開法における行政文書ファイル管理簿と同様に、インターネットの活用によるアクセスの利便性を確保する必要がある。

また、インターネットを活用することにより、最新の情報を即時に提供することが可能となり、年1回程度であった現行の公示の仕組みに比して、国民の利便性が一層向上するものと考えられる。

第3章 開示、訂正等及び利用停止等

1 開示、訂正等及び利用停止等の内容

(1) 開示の請求

ア 何人も、行政機関の長に対し、自己を保有個人情報の本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。ただし、刑事事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分又は刑の執行に係る保有個人情報については、この限りでない。

イ 開示の請求は、本人がすることを原則とするが、本人が未成年者又は成年被後見人である場合に、その親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人が直接開示の請求をすることができる制度は維持する。

(2) 開示の基準等

行政機関の長は、開示の請求があった保有個人情報について、行政機関法制の定める不開示情報に該当する場合を除き、開示の義務を負う。

不開示基準については、情報公開法の開示基準との間で相応の整合性を保たせる見地から、この不開示基準を定めている同法第5条の規定の趣旨を踏まえつつ、適切な不開示基準を設ける。

この場合、請求者に対し請求者本人の個人情報を不開示とするものの保護法益と、他人の個人情報を不開示とするものの保護法益の範囲の違いに留意する必要がある。

(3) 部分開示の規定その他必要な規定の整備

ア 部分開示

保有個人情報の一部が第三者の個人情報である場合であっても、その氏名等の個人識別性のある部分を除くことにより、第三者の権利利益が害されないと認められるときは、その部分を除いて開示しなければならない等、情報公開法第6条と基本的に同様の規定を設ける。

イ 特段の事情による裁量的な開示

不開示事由に該当する場合であっても、特段の事情を考慮した上で裁量的に開示することができる規定を設ける。

ウ 存否応答拒否

開示の請求に対し、当該請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

(4) 訂正等の請求

ア 開示を受けた者は、開示を受けた保有個人情報が事実でないときは、事実及

びその根拠を示して、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。

イ 訂正等の請求を受けた行政機関の長は、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、当該請求の内容が事実であることが判明したときは、当該保有個人情報の訂正等の義務を負う。

ウ 行政機関の長は、調査の結果、訂正等に必要な事実が判明しなかったときは、その請求を拒否することとなる。

（５）利用停止等の請求

ア 基本法制第32条に定める制度に準じ、開示を受けた者が、当該開示を受けた保有個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）の請求をすることができる制度を設ける。

イ 利用停止等の請求を受けた行政機関の長は、その請求に理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人情報の利用停止等の義務を負う。

ウ 行政機関の長は、請求に理由があることが判明しなかったときは、その請求を拒否することとなる。

（１）開示の請求について

ア 開示の請求の対象となる保有個人情報について

開示請求制度は、個人が、行政機関が保有する自己に関する情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度である。

現行の行政機関法では、開示の請求の対象範囲を電子計算機処理に係る個人情報に限っており、また、基本法制では、「保有個人データ」としているところであるが、上述の開示請求制度の趣旨を踏まえて、行政機関法制では、行政機関が保有する情報の開示範囲を可能な限り広げる観点から、開示の請求対象となる個人情報を、原則として、行政文書に記録されている個人情報（「保有個人情報」）とする。

現行の行政機関法第13条第1項ただし書では、学校における成績の評価等、病院等における診療記録及び刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る個人情報ファイルを開示の請求の対象から除いているが、そのうち、成績の評価等及び診療記録については、上述の観点から除外しない。刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係るものについては、後述2の（7）の関係法令との調整の検討との関連に留意しつつ、引き続き除外する方向とする。

医療情報の開示の決定等に当たっては、通常の事務的な判断のみでは困難な場合がある。このため、必要に応じ医師等の専門家の意見を反映できるようにすべきものと考えられることから、関係省庁において医療情報の取扱いの実態に即した実効的な仕組みを整備するよう検討すべきである。

イ 親権者等による開示の請求について

現行の行政機関法は、未成年者等本人自らが開示の請求をすることが困難な場合もあることから、親権者等が開示の請求をすることを認めている。しかしながら、本人にとってみれば、たとえ親権者等であっても知られたくない情報もあり、そのような場合は、開示されないようにすべきとの指摘がある。この点については、不開示情報の基準として、本人の人格的なものを含む権利利益が親権者等に対しても保護されることを規定上も運用上も明確にする必要がある。

死者の情報は、定義上個人情報には含まれていない。これは、死者を開示請求権の主体とすることが制度上不可能なことによる。しかし、死者に関する情報が死者の遺族の個人情報となる場合があり、その場合は当然行政機関法制の開示の請求の手續に基づき、遺族の個人情報として請求することができる。また、行政機関法制の枠組みの外の問題ではあるが、医療等の分野において、既に死者の情報の遺族への開示が進展しており、このような状況も踏まえ、それぞれの分野における適切な対応がなされるべきである。

ウ 利用目的の通知制度について

基本法制第29条第1項第2号により経常的に公表される利用目的は、個人情報データベース等に関する保有個人データの全体としての利用目的であり、現行の行政機関法のようにファイル単位で公表することとされていない。このため、本人は、その個人情報の取得時に利用目的が通知されている場合を除き、自己に関する情報についての個別の利用目的を知ることができないことから、基本法制第29条第2項においては、同条第1項の公表制度を補完するものとして、本人からの求めに応じ個別の保有個人データについて利用目的を通知する制度を設けている。

これに対し、行政機関法制では、ファイル化されている保有個人情報については、個人情報ファイルごとに、利用目的、記録されている者の範囲等を公表していることから、公表制度を補完するためのものとしての利用目的の通知制度を別途整備する必要はない。

また、散在情報については、基本法制では対象としていないものであり、行政機関法制独自の問題として検討する必要がある。この場合、散在情報の利用目的は、当該散在情報が記録されている行政文書の利用目的に通常包含されていることから、当該個人情報記録されている行政文書が判明すればおのずとその利用

目的が判明する。したがって、散在情報の利用目的についての問題は、個人情報の探索の問題に帰着し、その仕組みの中で解決される問題であると考えられる。このため、行政機関法制においては、保有個人情報の利用目的の通知制度を開示請求の手続の一環として取り扱うこととし、本人からの求めによる利用目的の通知制度は設けない。

散在情報の利用目的を本人に知らせる具体的な方策としては、行政文書の探索時に、開示の請求をしようとする者に対する情報提供等の利便を考慮した適切な措置、補正に当たっての参考情報の提供等が考えられるが、本人の権利利益保護に欠けることがないように実施する必要がある。

なお、本人から直接、書面等により個人情報を取得する際には、行政機関は、あらかじめ、本人に対して利用目的を明示することとしている。

(2) 開示の基準等について

本人から保有個人情報の開示の請求があった場合、当該保有個人情報を保有する行政機関の長は、行政機関法制の規定により不開示情報とされるもの以外は開示する義務を負うこととし、原則開示の枠組みとする。

不開示情報を定めるに当たっては、情報公開法における不開示情報と同様に、開示範囲をできる限り広げる観点から、定性的基準により、開示することによって得られる利益と不開示とすることによって保護される利益とを請求案件ごとに比較衡量する仕組みを取り入れる必要がある。そのほか情報公開法の不開示基準との間で相応の制度的整合性を保たせる見地から、この不開示基準を定めている同法第5条の規定の趣旨を踏まえつつ、適切な不開示基準を設ける。

ところで、本人からの開示請求制度は、もともと本人に関する情報を当該本人に開示するものであることから、例えば、情報公開法第5条第1号又は第2号に類する不開示事由を設ける場合には、開示請求に係る本人情報の中に他の者の情報が含まれていることを前提として規定する必要がある等、不開示とすることによって保護すべき利益、したがって、不開示基準も、情報公開法の不開示基準とはおのずから異なるものがあることに留意する必要がある。

なお、会計検査院が新たに対象機関となることに伴い、不開示規定が、同院の行う事務の性質に即したものとなるよう、政府において精査する必要がある。

(3) 部分開示の規定その他必要な規定の整備について

ア 部分開示

部分開示に関する規定は、現行の行政機関法第14条に盛り込まれているが、行政機関法制では、部分開示の仕組みを活用することによりできる限り開示の範囲を広げる観点から、情報公開法第6条と基本的に同様に、詳細に規定する。

イ 特段の事情による裁量的な開示

情報公開法第7条においては、法律上の不開示事由に該当する場合であっても、行政機関の長の裁量的な判断により、公益上特に必要があると認めるときは開示することができる旨規定されている。

行政機関法制においても、法律上の不開示事由に該当する場合であっても、行政機関の長の裁量的な判断により、本人との関係に係る特段の事情から本人に開示することが適当なときは開示することができる旨の規定を設ける方向で、政府において精査する必要がある。

ウ 存否応答拒否について

開示の請求の対象を行政文書に記録されている個人情報に拡大することもあり、すべての保有個人情報の所在等が、個人情報ファイル簿等に掲載されているレベルで詳細に公表されているとは限らない。このため、情報公開法における場合と同様に、開示の請求に係る保有個人情報の存否が明らかになるだけで不開示情報が開示されることとなる場合が生じ得る。したがって、存否について回答することなく開示の請求を拒否することができる旨の規定を設ける。なお、本制度の運用に当たっては、不当に本規定を適用することのないよう十分配慮すべきである。

(4) 訂正等の請求について

ア 訂正等の請求の要件等について

訂正等請求制度は、行政機関の長がその保有する個人情報について利用目的の達成に必要な範囲で正確性を確保する努力義務（第2章の1の(5)参照）を受けたものである。また、訂正等は、利用停止等とともに、開示からの一連の本人関与の仕組みを構成する重要な要素でもある。現行の行政機関法における訂正等の申出は、行政機関が職権で訂正等の実施をする端緒に過ぎなかったが、行政機関法制では、基本法制との整合性を図りつつ充実強化する観点から、本人からの請求に対する行政機関の長の訂正等の義務を明記する。

訂正等の対象となる保有個人情報は明確に特定されている必要があることから、訂正等の請求の対象となる保有個人情報は、開示を経ていることが必要である。

また、事実が何であるか等について本人が多くの情報を有している場合が少なくないことから、基本法制と同様に、本人が、訂正等の請求をするに当たっては、当該請求に係る事実及びその根拠を示すものとする。

イ 訂正等の決定について

訂正等の請求があったときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、当該請求の内容が事実であることが判明したときは、訂正等の決定をし、速やかに訂正等を実施するとともに、本人に当該決定をした旨、訂正の内容等を通知する。

ウ 訂正等の請求に対する拒否について

行政機関の長は、調査の結果、訂正等に必要な事実が判明しなかったときは、訂正等の請求を拒否するとともに、その旨を速やかに本人に通知する。

なお、調査の結果判明した事実が、記録されている個人情報とも請求内容とも異なる場合においては、訂正等の請求を拒否するが、必要な場合は、別途、職権で訂正等を行うこととなる。

訂正等は、請求を受けた行政機関の長が保有する個人情報の正確性を確保する観点から行うものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた行政機関の長が保有する当該保有個人情報自体である。したがって、訂正等がなされる前の当該保有個人情報に基づいて既になされた行政行為（処分）の効力に当然に影響を及ぼすものではない。

評価に関する保有個人情報の訂正等の請求に対しては、拒否をする。ただし、一見評価に関する情報であると思われる場合であっても、事実に関する情報が含まれる場合があり、十分精査した上で判断する必要がある。

また、訂正等は、当該保有個人情報を保有する行政機関の長が、その利用目的の達成に必要な範囲で行うものであり、例えば、利用目的が過去のある時点のデータを記録している場合には、最新の情報への訂正等の請求に対しては、拒否をすることとなる。

訂正等の請求に対する措置は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定の適用を受ける行政処分であり（第4章の1の（2）参照）、拒否をするに当たっては、同法第8条に基づき、訂正等の請求者にできる限り分かりやすく、具体的に理由を提示することが重要である。

なお、訂正等を決定するには至らなかったが当該保有個人情報が事実であるかどうか必ずしも明らかでない場合等において、その旨を記録しておくことが適当である場合も考えられる。そのような場合には、例えば、当該保有個人情報が記録されている行政文書にその旨を注記する等、当該保有個人情報の利用に当たりその旨が分かるような適切な対応が運用上図られることが適当である。

（5）利用停止等の請求について

利用停止等請求制度は、行政機関法制における個人情報の適正な取得、利用、提供等の取扱いに関する規範の実効性を担保するためのものであり、開示、訂正等とともに一連の本人関与を構成する重要な要素である。本人は、自己に関する情報が、適法でない方法により取得された場合等、基本法制第32条第1項又は第2項に規定する事由に類する適法でない取扱いがなされている場合に、そのような取扱いがなされていることを理由として、行政機関の長に対して、自己に関する情報の利用停止等を請求することができる。

利用停止等を認めることが相当か否かは、保有個人情報の取扱いの実態のほか、利用停止等を行うことにより保護される本人の権利利益と、利用停止等を行うことにより損なわれる公共の利益との比較衡量を行った上で判断される必要がある。このような観点から、利用停止等の基準について、政府において、法制技術的な検討を行う必要がある。

なお、利用停止等は、基本法制と同様、適法でない個人情報の取扱いを是正するために必要な範囲で行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報自体である。したがって、利用停止等がなされる前の当該保有個人情報に基づいて既になされた行政行為（処分）の効力に当然に影響を及ぼすものではない。

2 開示、訂正等及び利用停止等の手続等

(1) 請求の手続

自己を保有個人情報の本人とする保有個人情報の開示を請求する際には、開示請求者は、当該保有個人情報の特定及び探索のための情報を示すものとする。なお、開示請求者が、本人又は当該開示の請求をすることができる親権者、未成年後見人若しくは成年後見人であることについて必要な確認を行うための手続を定める。

訂正等又は利用停止等は、開示を受けた者が請求することができる。

開示の請求を受けた行政機関の長は、開示請求書の記載が不十分な場合に当該開示請求書の補正を求めるに当たっては、当該補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(2) 開示の決定等の期限及びその特例

開示の決定等については、情報公開法第10条及び第11条に準じて期限を定める。訂正等の決定等及び利用停止等の決定等については、政府において、行政手続法第6条に基づく標準処理期間を定めることを含めて検討する。

(3) 事案の移送

開示及び訂正等の請求について、他の行政機関の長又は独立行政法人等法制の対象法人と協議の上、事案を移送することができる仕組みを設ける。

(4) 第三者からの意見聴取の仕組み

ア 開示及び訂正等の請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報を含む場合には、当該第三者の意見を聴くことができる。

イ 開示の基準において、() 第三者の権利利益を害するおそれがあるが、人の生命等を保護するために開示する旨の規定（情報公開法第5条第1号ロ及び第

2号ただし書に相当する規定)及び)不開示事由に該当しているが、裁量的に開示することができる規定(1の(3)のイ参照)を設ける場合においては、これらの規定に基づく開示は、第三者の権利利益を害するおそれがあるにもかかわらず行うものであることから、開示決定に当たり、当該第三者の意見を聴かなければならない。

ウ 行政機関の長は、第三者が開示に反対の意思を表示した意見書を提出したにもかかわらず開示の決定をするときは、当該決定後直ちに、当該決定をした旨、開示の実施をする日等を当該第三者に通知するとともに、当該第三者が争訟手続を講ずることができるよう、開示の決定の日と開示の実施をする日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。

エ 行政機関の長は、意見を聴いた第三者の意に反して訂正等の決定をするときは、当該決定後直ちに、当該決定をした旨、訂正の内容等を当該第三者に通知する。

(5) 開示の方法

開示は、文書又は図画については、閲覧又は写しの交付により行い、電磁的記録については、電磁的媒体による視聴や複写したものの交付等により行う。

(6) 訂正等の決定の提供先への通知

行政機関の長は、本人からの請求に基づき保有個人情報の訂正等の決定をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の経常的提供先その他の提供先に対し、当該決定をした旨、訂正の内容等の通知を行う。

(7) 関係法令との調整

政府において、個人情報の開示、訂正等又は利用停止等の仕組みを定めている他の法令その他の関係法令との間で必要な調整を行う。

(8) 手数料

開示請求制度の運用に係る経費について、実費を勘案してできる限り利用しやすい額として政令で定める額の開示の請求又は実施に係る手数料を納めなければならないこと等の規定を設ける。

(1) 請求の手続について

現行の行政機関法においては、開示の請求の対象となる情報はあらかじめ体系的に整理された上で個人情報ファイル簿に掲載され、公表されているものであることから、開示の請求に当たり、その特定や探索が問題となることはない。これに対し、行政機関法制においては、一般の行政文書に散在的に記録されている個人情報も開示の請求の対象となること等により、その特定や探索が困難な場合が発生することが想定される。そこで、開示の請求の運用に当たっては、情報公開法の施行に伴い

既に整備されている行政文書ファイル管理簿を活用することが考えられるが、それでも不十分な場合、開示請求者側と行政機関側が情報を出し合う必要がある。

開示請求者は、行政文書の件名等、請求しようとする当該保有個人情報が記録されている行政文書の内容、関連する日時、場所、事件名等の当該保有個人情報の特定及び探索のための情報を、開示請求書への記載や関係資料の添付等により示すことが適切である。

他方、開示の請求を受けた行政機関の長は、開示請求書の記載事項が不十分な場合であっても、行政手続法第7条に基づく開示請求書の補正を求めることが望ましく、補正を求めるときには、行政機関の長に情報公開法第4条第2項のように補正の参考となる情報の提供に関する努力義務を課す。

なお、個人情報ファイル簿等に掲載されている個人情報に対する開示の請求については、当該個人情報ファイルの名称を記載することで十分であり、特定及び探索が問題となることはない。

(2) 開示の決定等の期限及びその特例について

開示の請求を受けた行政機関の長は、原則として30日以内に開示の決定等を行わなければならないこととする。その他、情報公開法第10条及び第11条の規定に準じて、開示の決定等の期限及びその特例に関する規定を設ける。

訂正等の請求については、事実かどうかについて、利用停止等の請求については、適法な取扱いがなされていないことについて、その調査等に期間を要する場合も考えられ、政府において、行政手続の一般法である行政手続法第6条の標準処理期間にゆだねることも含めて検討する必要がある。なお、この場合において、訂正等及び利用停止等の決定に関しては、開示を受けた後の手続であり、既に行政文書が特定され、大量請求の問題が生ずる余地はないこと、また、その内容も行政機関が認識していることに留意すべきである。

(3) 事案の移送について

開示及び訂正等の請求に係る保有個人情報が他の行政機関又は独立行政法人等法制の対象法人から提供を受けたものであるとき等、請求を受けた行政機関の長自らが請求事案を処理するよりも、提供元等の行政機関の長又は独立行政法人等法制の対象法人の方が迅速かつ適切に当該事案を処理できる場合がある。このため、情報公開法と同様に事案の移送の仕組みを設ける。事案の移送は、請求を受けた行政機関の長と移送されることが予定される行政機関の長又は独立行政法人等法制の対象法人との協議の上で行うものであり、協議が整わない場合には、請求を受けた行政機関の長が処理する。

なお、移送先となり得る範囲は、行政機関法制の対象機関の長及び独立行政法人等法制の対象法人とする。仮に、これら以外の法人等との関係で同様のケースが生じた場合においては、一般的な意見聴取及び調査に基づいて判断し、決定する。

(4) 第三者からの意見聴取の仕組みについて

開示及び訂正等の請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報を含む場合には、開示の請求については不開示事由に該当するか否か、訂正等の請求については事実か否かを調査する一環として、当該第三者から意見を聴くことが当該第三者の権利利益を保護するため必要であることから、そのための仕組みを設ける。また、当該第三者の権利利益を損なうおそれがあるにもかかわらず特段の事情があることを優先させて開示を決定する場合には、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことを義務づける。

第三者から意見を聴取した後、当該第三者の意に反して開示をする場合には、いったん開示されると原状の回復が直ちに不可能となり、保護されるべき第三者の権利利益救済は一般的には極めて困難となる。したがって、開示の実施をする前に、その旨を当該第三者に通知した上、適当な期間を置くことにより、当該第三者が開示の決定に対する不服申立て又は訴訟を提起することができるようにする。

他方、訂正等の場合は、訂正等が実施されても、一般にこれによって第三者の権利利益救済は直ちに困難となるものではない。したがって、正確性確保の観点から、訂正等の決定後直ちに請求対象の保有個人情報の訂正等の実施をし、当該第三者に対しても、当該決定をした旨、訂正の内容等を通知する。

第三者の範囲は、法律上、第三者からの意見聴取手続により保護すべき範囲という観点から、国、地方公共団体及び独立行政法人等法制の対象法人以外の者とする。国等に対しては、必要に応じ、一般的な意見聴取等により対応する。

(5) 開示の方法について

現行の行政機関法では、開示は、書面によることを原則としている。近年の行政機関におけるITシステムの整備の進展及び多様な国民からのニーズへの対応を図るため、行政機関法制では、開示は、文書又は図画については、閲覧又は写しの交付により行い、電磁的記録については、本人の求める方法であって、行政機関において対応が可能な電磁的媒体による視聴や複写したものの交付等により実施することができるようにする。

なお、医療情報等の開示の実施に当たり、関係省庁は、必要な場合に医療等の専門家の説明が加えられる仕組みについて検討すべきである。

(6) 訂正等の決定の提供先への通知について

行政機関の長が、本人からの請求に基づき、保有個人情報の訂正等の決定をした場合、当該決定の前に当該保有個人情報と同一の保有個人情報の提供を受けた者において、誤ったままの個人情報が使われるおそれがある。

このため、訂正等の決定をした行政機関の長は、必要があると認めるときは、経常的提供先その他通知が必要と判断する提供先に、当該決定をした旨、訂正の内容等の通知を行う。

(7) 関係法令との調整について

他法令の規定に基づき、自己に関する情報の開示、訂正等又は利用停止等の実施がなされるものがある。これらについては、その開示、訂正等又は利用停止等の実施がなされる内容の範囲、方法、期間等の限度で、行政機関法制による開示、訂正等又は利用停止等の実施を重ねてする必要はない。このため、これら他法令と行政機関法制の調整について、情報公開法第15条に基づく他法令による開示の実施との調整に関する規定を参考としつつ、政府において検討を行う必要がある。

また、特定の種類の個人情報に対する特別の取扱いに関連して、他法令による制度において、その開示等に関し当該制度の目的等に対応し、一貫した体系的な仕組みが整備されており、当該制度にゆだねることが適当なものも考えられる。そのような場合における具体的な調整措置については、行政機関法制の趣旨に反しないことを基本とした上で、情報公開法の関係法令との調整の考え方も参考としつつ、政府において検討を行う必要がある。

(8) 手数料について

基本法制では、個人情報取扱事業者が開示に関して手数料を徴収することができるとされている。

行政機関法制においても、開示請求制度の運用に係る費用については、開示請求者に公平な負担を求めることが適当であると考えられることから、手数料を徴収するのが妥当である。政令でその額を定めるに当たっては、実費を勘案した利用しやすい額とするとともに、経済的困難等の場合に減免することができるようにする。

なお、訂正等及び利用停止等に関する請求制度の運用に係る手数料については、両制度の性格及び事務負担の実態に即して検討すべき問題であるが、基本法制においては徴収することとされていないこととの整合性を図る観点から、徴収しないのが妥当である。

第4章 その他

1 苦情処理及び事後救済

(1) 苦情処理

行政機関の長の苦情処理に関する努力義務の規定（現行の行政機関法第20条に相当する規定）を設ける。

(2) 事後救済

ア 開示、訂正等及び利用停止等の決定等（以下「開示等の決定等」という。）は、行政処分として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）を適用する。

イ 開示等の決定等に対して行政不服審査法による不服申立てがあったときは、裁決又は決定をすべき行政機関の長は、情報公開法と同様に、第三者的な不服審査会に諮問するものとし、そのための仕組みを設ける。

また、会計検査院の長がした開示等の決定等に対する不服申立てについては、別途、会計検査院に設置される審査会に諮問する仕組みを設ける。

(1) 苦情処理について

個人情報取扱いに関連する苦情等の迅速・簡便な解決方策として、苦情処理体制の整備が重要であり、基本法制第36条において、個人情報取扱事業者に苦情処理の努力義務を規定している。現行の行政機関法第20条においても、基本法制と同様に個人情報を保有する行政機関に苦情処理の努力義務を規定していることから、行政機関法制においても、これに相当する規定を設ける。

また、総務省は、行政相談制度を整備し、本省及び全国50箇所の地方支分部局に担当課等を置き、全行政機関等に関する苦情の相談に対応しており、同制度の利用も可能である。

(2) 事後救済について

開示等の決定等に対する司法上の救済を受けようとする場合は、行政事件訴訟法第3条第1項の抗告訴訟を提起することができる。

開示等の決定等に関する行政不服審査法に基づく不服申立ての手續において、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することによって、一層客観的で合理的な解決を図る観点から、情報公開法と同様に、第三者的な不服審査会に諮問させる仕組みを設ける。その場合、情報公開法における情報公開審査会を活用することも考えられる。

また、会計検査院については、情報公開法において、憲法上独立の機関であるという性格に照らし、同院に設けられている審査会に諮問することとされているが、行政機関法制においても同様の仕組みが考えられる。

裁判管轄については、訴訟制度全般の問題にかかわることから、司法制度改革の一環として、政府において、今後、専門的な検討を行うことが望まれる。

2 雑則

(1) 総務大臣による資料・説明の要求及び意見の陳述

ア 総務大臣は、行政機関法制の運用の統一性及び法適合性を確保する観点から、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、意見を述べることができる（現行の行政機関法第21条及び第22条に相当する規定を設ける。）。

イ 会計検査院については、憲法上独立の機関であるという性格に照らし、現行の行政機関法第22条に相当する規定は適用しないが、法律上の施行状況に関し総務大臣に報告する仕組みを設ける。

ウ 総務大臣は、毎年度、行政機関法制の施行状況を取りまとめ、その概要を公表する。

(2) 地方公共団体の施策

現行の行政機関法第26条（地方公共団体の施策）に相当する規定は、同旨が基本法制に規定されていることから設けない。

(3) 独立行政法人及び特殊法人の講ずる措置

現行の行政機関法第27条（独立行政法人及び特殊法人の講ずる措置）に相当する規定は、今回法制上の措置が講ぜられることから設けない。

(4) その他

ア 統計法等の取扱い

統計法等に基づく統計調査に係る個人情報については、行政機関法制の規定は適用しない。

イ 権限又は事務の委任

行政機関の長は、政令、人事院規則又は会計検査院規則の定めるところにより、その権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる（現行の行政機関法第23条に相当する規定を設ける。）。

(1) 総務大臣による資料・説明の要求、意見の陳述について

現行の行政機関法第21条及び第22条は、総務大臣が、同法の規律の対象となる事務の実施状況について、必要があるときは、資料の提出や説明を求めるとともに、意見を述べるができるとしている。これらの規定は、行政機関法制の法運用の統一性、法適合性を確保することを担保するために必要なものであることから、これらの規定に相当する規定を設ける。

資料提出要求等の対象となる事務の実施状況の中には、保有個人情報ごとの個別・具体的なものと各行政機関における開示請求等の件数等全般的なものの双方が含まれるが、会計検査院については、憲法上独立の機関であるという性格に照らし、総務大臣による個別・具体的な事務の実施状況についての資料・説明の要求、意見の陳述は行わない。しかし、全般的な事務の実施状況について総務大臣が報告を求めるとは、同院の性格を損なうものではなく、行政機関法制全般について企画立案する立場にある総務大臣に不可欠なものであることから必要である。

また、総務大臣は、行政機関法制の企画立案に資するとともに、同法制の施行状況を広く国民に明らかにするため、毎年度、同法制の施行状況を取りまとめ、その概要を公表することを規定する。

(2) 地方公共団体の施策について

地方公共団体の保有する個人情報については、基本法制第10条において、基本原則を含む同法制の趣旨にのっとり、必要な施策を策定し、実施する責務を有する旨規定されており、その具体化の一つとして、同法制第16条において、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずべき努力義務が規定されている。現行の行政機関法においても同趣旨の規定が置かれているが、重複した規定を置く必要がないことから、現行の行政機関法第26条に相当する規定は設けない。

今回、本研究会において、行政機関法制を公的部門にふさわしい個人情報保護制度とする観点から、本報告書を取りまとめたところである。地方公共団体では、なお、相当数の団体で、自ら保有する個人情報に関する保護条例が未制定の状況が見られる。IT社会においては、国、地方公共団体その他の公的部門及び民間部門を通じて充実した個人情報保護制度が構築されることが必要である。地方公共団体において、新たに個人情報保護条例を制定する際、又は既存の関係条例の見直しを行う際には、個人情報の保護制度を一層充実したものとする観点から、本研究会の報告書が参考となることを期待する。

(3) 独立行政法人及び特殊法人の講ずる措置について

独立行政法人及び特殊法人については、今回、法制上の措置が講ぜられることとなることから、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な措置を講ずべき努力義務を定めた現行の行政機関法第27条に相当する規定は、設けない。

(4) その他

ア 統計法等の取扱いについて

統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）（以下「統計法等」という。）に基づく統計調査により集められた個人情報については、現行の行政機関法において適用除外とされており、その理由として、

（ ）統計調査により集められた個人情報は、集計後は統計処理されることにより、個人を識別できない形で利用、提供されること、（ ）統計上の目的以外での調査票の使用が厳しく制限されていること等、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が、統計法等において整備されていること、（ ）統計調査については、国の行政機関のみでなく地方公共団体も調査実施者となっており、統計法等の体系に従って一体的な管理運営の下に行われていることが挙げられている。

行政機関法制においても、同様の理由から適用除外とするが、関係省庁は、統計調査の実施の際における個人情報の取扱いについて、個人情報保護の観点から、一層厳格な運用が確保されるようにするための方策について検討し、所要の措置を講ずる必要がある。

イ 権限又は事務の委任について

行政機関法制に基づく請求の受付や開示等に関する事務を効率的に実施する観点から、行政機関の長が政令、人事院規則又は会計検査院規則で定めるところにより、その権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができるようにする。これらの措置は、開示請求者等の便宜にも資するものである。

独立行政法人等法制

1 法目的、定義等

(1) 独立行政法人等法制の考え方

独立行政法人、特殊法人及び認可法人のうち、その法人の性格等から政府の一部を構成すると見られる法人に関する法制の内容は、行政機関法制に準じたものとするを基本とする。また、制度の具体化に当たっては、独立行政法人等が、国とは別の法人格を与えられている趣旨にかんがみ、その業務の運営に支障を来たさないよう配慮する。

(2) 独立行政法人等法制は、行政機関法制の法目的に準じて、独立行政法人等における情報化の進展の状況の下で、独立行政法人等の保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(3) 対象情報は、行政機関法制の対象情報に準ずる。

(4) 対象法人は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案（以下「独立行政法人等情報公開法案」という。）の考え方を基本とし、独立行政法人等法制の別表に掲げる。

(1) 独立行政法人等法制整備の基本的考え方について

現行の行政機関法第27条は、独立行政法人及び特殊法人について、同法の規定に基づく国の施策に留意しつつ、必要な措置を講ずべき努力義務を規定している。基本法制では、独立行政法人及び特殊法人については、第11条第2項において、政府は、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとしており、第2条第3項第3号及び第4号において、一部のものを除き、国の機関及び地方公共団体と同様に、第5章の個人情報取扱事業者の義務等に関する規定の適用を除外している。

今回の独立行政法人、特殊法人及び認可法人に関する個人情報保護の法制化の検討は、これを受けたものである。

他方、情報公開法制に関しても、本年4月から施行された行政機関を対象とする情報公開法に加え、政府の一部を構成すると見られる独立行政法人、特殊法人及び認可法人を対象とする独立行政法人等情報公開法案が、本年3月に政府から国会に提案されたが、本年6月及び8月に継続審査とされ、現在国会において審議中である。そこで、独立行政法人等法制の対象となる法人は、原則として、独立行政法人等情報公開法案の対象法人とする。また、独立行政法人等法制の内容は、基本法制

の趣旨に沿うとともに、行政に対する国民の信頼が一層図られるよう、行政機関法制の規律に準じたものとして、基本法制による民間部門に対する規律よりも充実したものとする。その際、対象法人の性格及び業務内容に応じたものとするにより、対象法人の業務の円滑な運営に支障を来さないよう配慮する。

なお、独立行政法人等法制と行政機関法制を別の法律とするか、一つの法律にまとめるかについては、政府において、法制技術上の問題として検討する必要がある。

(2) 法目的及び対象情報の範囲について

独立行政法人等における情報化の進展の状況の下で、行政機関法制の制定と同様の趣旨から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関し法制化を行うものであり、その法目的は、基本的に行政機関法制の法目的に準ずる。

対象情報の範囲については、独立行政法人等情報公開法案第2条第2項に規定する「法人文書」に記録されている個人情報とする。

(3) 対象法人の範囲について

対象法人の範囲については、独立行政法人等情報公開法案の考え方を基本とする。すなわち、同法案の制定を提言した「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」（平成12年7月27日特殊法人情報公開検討委員会）を参考に、政府の一部を構成すると見られる法人とする。政府の一部を構成すると見られるかどうかについては、各法人の設立法で定められている組織・制度の趣旨により判断する。したがって、同法案の対象法人と同様に、一部の認可法人も対象法人に加える。

ただし、関西国際空港株式会社については、独立行政法人等情報公開法案では、特に空港の建設業務に関連してその対象法人としているが、個人情報の保護の観点からは、建設業務に関連して特別の扱いを行う必要性は認められず、また、独立行政法人等法制の対象とならない場合においても基本法制第5章以下の規律が適用されること等から、独立行政法人等法制の対象から外すことが妥当であると考えられる。

また、日本私立学校振興・共済事業団及び中小企業総合事業団のように性格の異なる事業を統合した法人について、独立行政法人等情報公開法案で、一定の業務に係る文書を対象から外しているが、個人情報の保護の観点からは、情報公開法制と異なり、これも独立行政法人等法制の規律と基本法制第5章の規律をどのように適用するかという問題であり、一つの法人に二つの法制の規律を並存させることによる実務上の問題等を含めて、政府において検討する必要がある。

2 適正な取扱い

- (1) 利用目的の明確化、利用目的による取扱いの制限及び本人から直接書面等により個人情報を取得する際の利用目的の明示に関する規律は、行政機関法制の規律と基本的に同様とする。
- (2) 受領者に対する措置要求、安全確保及び正確性確保については、行政機関法制の規律に準じる。

利用目的の明確化、利用目的による取扱いの制限及び本人から直接書面等により個人情報を取得する際の利用目的の明示に関する規律は、行政機関法制の規律と基本的に同様とする。

個人情報の適正な取得に関する規定（基本法制第22条）に相当する規律については、行政機関の職員の場合、国家公務員法（法令遵守義務（第98条））等他の法規により規律されていること等から、改めて規定を設ける必要はないが、対象法人においては、必ずしもこのような仕組みになっていないことから、基本法制第22条に相当する規定を設ける。

そのほか、受領者に対する措置要求、安全確保の措置、正確性確保等の個人情報の適正な取扱いに関する規律は、行政機関法制の規律に準じる。

3 個人情報ファイル簿等の作成及び公表等

- (1) 対象法人が個人情報ファイルを保有しようとするときに総務大臣に事前に通知する仕組みは設けない。
- (2) 対象法人の個人情報ファイル簿及びマニュアル処理ファイルの帳簿の作成、閲覧及び公表の仕組みについては、行政機関法制の仕組みに準じる。

現行の行政機関法においては、法適合性等を確保する趣旨から、総務大臣が、個人情報ファイルを保有しようとする各行政機関から事前に一定の事項の通知を受ける制度を設けている。しかし、独立行政法人等法制においては、対象法人が政府とは別の法人格を有している趣旨にかんがみ、法適合性等の判断は、第一次的には、対象法人の自己責任と自律性にゆだね、個人情報ファイル簿等の速やかな公表等による公開性が担保された仕組みを設ける。

対象法人における個人情報ファイル簿及びマニュアル処理ファイルの帳簿の作成、閲覧及びインターネットを利用した公表の仕組みについては、対象法人における実態に対応しつつ、行政機関法制に準じた仕組みを設ける。

4 開示、訂正等及び利用停止等

何人も、対象法人に対し、自己を保有個人情報の本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができ、一定の場合に、開示を受けた保有個人情報の訂正等又は利用停止等の請求をすることができる制度を創設することとし、その制度の内容及び手続等については、次の(1)～(3)を除き、行政機関法制の規定に準じた規定を設ける。

- (1) 開示の基準等については、基本的に行政機関法制に準じて規定するが、具体的な規定については、対象法人の事務及び事業の性質等に即したものとする必要があることから、政府において、独立行政法人等情報公開法案の開示の基準等を参考にしつつ、行政機関法制の規定を基に必要な見直しを行い、できる限り明確なものとす。
- (2) 開示は、文書又は図画については、閲覧又は写しの交付により行い、電磁的記録については、それぞれの対象法人が定める方法により行う。
- (3) 開示請求制度の運用に係る経費について、それぞれの対象法人の定めるところにより、開示の請求又は実施に係る手数料を納めなければならないこと等の規定を設ける。

(1) 開示、訂正等及び利用停止等の内容について

開示、訂正等及び利用停止等(以下「開示等」という。)の内容については、行政機関法制の仕組みに準じて、開示の請求、開示の基準、部分開示、特段の事情による裁量的な開示、存否応答拒否等並びに訂正等及び利用停止等の請求について所要の規定を設ける。

独立行政法人等法制における開示の基準等については、対象法人の事務及び事業の性質並びにその保有する個人情報の実態に即したものとする必要があることから、独立行政法人等情報公開法案の開示の基準等を参考にしつつ、行政機関法制の規定を基に必要な見直しを行う。

(2) 開示等の手続等について

開示等の手続等については、行政機関法制の仕組みに準じて、請求の手続、開示の決定等の期限及びその特例、事案の移送、第三者からの意見聴取の仕組み、訂正等の決定の提供先への通知、関係法令との調整等の規定を設ける。

開示は、文書又は図画については、閲覧又は写しの交付により行い、電磁的記録については、情報化の進展状況等を勘案して各対象法人が定める方法により行う。

また、行政機関法制と同様に、独立行政法人等法制においても、開示に関する手数料の徴収の規定を置く。ただし、それぞれの対象法人が、実費を勘案して、国民

が利用しやすい額となるよう、行政機関法制における手数料の額を参酌しつつ、適切な額を設定する。なお、訂正等及び利用停止等に関する請求制度の運用に係る手数料については、基本法制においては徴収することとされていないこととの整合性を図る観点から、徴収しないのが妥当である。

5 苦情処理及び事後救済

(1) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理についての努力義務を行政機関法制に準じて規定する。

(2) 開示等の決定等は、行政処分として、行政不服審査法及び行政事件訴訟法を適用することとする。

開示等の決定等に対し異議申立てがあったときは、異議申立てを受けた対象法人は、情報公開法と同様に第三者的な不服審査会に諮問するものとし、そのための仕組みを設ける。

(1) 苦情処理について

対象法人は、個人情報の取扱いに関する苦情を受け付ける苦情相談窓口を設ける等、苦情の適切かつ迅速な処理を図る観点から行政機関法制と同様に苦情処理に関する努力義務規定を設ける。

(2) 事後救済について

独立行政法人等法制は、独立行政法人等情報公開法案における対象法人と同様の政府の一部を構成すると見られる法人について、行政機関における制度に準ずるものを設けようとするものである。独立行政法人等法制において、対象法人がした開示等の決定等は行政処分とし、これに対する救済制度としては、行政不服審査法及び行政事件訴訟法を適用することとする。

対象法人に対する異議申立てを審査する仕組みを設けるに当たっては、情報公開法における情報公開審査会を活用することも考えられる。

6 雑則

(1) 総務大臣は、対象法人に対し、独立行政法人等法制の施行状況について報告を求めることができる。

(2) 総務大臣は、毎年度、その報告を取りまとめ、その概要を公表する。

独立行政法人等情報公開法案においては、総務大臣は、制度及びその運用の企画立案に資するため、対象法人に対し、制度の施行状況全般について報告を求めるとともに、国民に制度の施行状況を周知する観点から、報告を取りまとめ、その概要を公表するものとされており、独立行政法人等法制においても、同旨の規定を置く。

なお、現行の行政機関法第22条においては、総務大臣が、法適合性等を確保する観点から、行政機関の長に対し、意見を述べることを規定している。しかしながら、対象法人における個人情報の取扱いは、その業務運営の中で行われるものであることから、それに対する関与は対象法人の法的性格、業務運営面等での自律性に配慮したものである必要がある。仮に、対象法人の行為が独立行政法人等法制に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、主務大臣が、適正な業務運営の確保の観点から、必要な指導・助言、監督を行うことが適当である。したがって、現行の行政機関法第22条に相当する規定は、独立行政法人等法制においては設けない。